

那覇市債権管理条例案（概要）に対する 市民意見の募集（パブリックコメント）について

【那覇市債権管理条例案（概要）に対する意見募集について】

現在、那覇市では「那覇市債権管理条例（以下、「条例」と記載します。）」の制定について検討しています。

条例は、市の債権（金銭債権）の管理方法について、市組織全体の取扱いを定めるものです。

下記にその概要を記載しています。その内容について、ご意見をお寄せください。

※ で囲んである部分が意見募集の対象です。その他の部分は対象ではありません。

【条例制定の趣旨】

この条例で債権とは、金銭債権を指します。

「金銭債権」とは、金銭の給付を目的とする権利のことで、那覇市の保有する金銭債権には、多種多様なものがあります。金銭債権が発生してから消滅するまでの一連の事務処理を「債権管理」といい、具体的には、台帳への記録、収納状況の管理、滞納になった場合の督促や催告、滞納処分等の手続全体を指します。こうした債権管理を適正に行うことにより、市の収入確保による財政の健全化と市民負担の公平性の確保が図られます。

そこで、今般、市の有する全ての債権を対象に債権管理の統一した手続・基準を定める「那覇市債権管理条例」の制定を検討することになりました。

【条例の項目ごとの概要】

第1条（目的）

市の債権の管理について、必要な事項を定めることにより適正に管理し、円滑な行財政運営ができることを目的とします。

市の債権の管理に関する事務処理について一般的基準その他必要な事項を定めることにより、債権管理の適正化と事務の効率化を図り、法的措置や権利放棄を視野にいれ、法令等に従って公正な未収金額の縮減を進めようとするものです。

第2条（定義）

条例で使用する「市の債権」、「強制徴収債権」、「非強制徴収債権」の用語について、条例上の意義を規定します。

条例で使用する「市の債権」、「強制徴収債権」、「非強制徴収債権」の用語について、条例上の意味を定めます。

市の債権には、市自らが強制的に債務者の財産を差し押えて公売し、債権に充当することができる「強制徴収債権」（市税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、下水道使用料な

ど)と強制的に徴収するためには裁判所での手続が必要な「非強制徴収債権」(水道料金、市営住宅使用料、奨学資金貸付金など)があります。

第3条(市長等の責務)

市長及び上下水道管理者(市長等)は、市の債権管理を適正に行う責務があることを規定します。

市長等は法律に従い債権を管理しなければなりません。当然、職員も同様の責務を負っています。つまり、適正な債権管理業務とは、法令等のルールに従い業務を行うことです。

第4条(法令等との関係)

法令等に特別の定めがある場合を除き、市の債権管理についてはこの条例により処理することを規定します。

この条例は、基本的に地方自治法及び地方自治法施行令に基づく市の債権管理の一般的ルールを定める条例であり、他の法令等に特別な定めがある場合は、その定めが優先して適用されることとなります。法令、条例、規則、規程に特別の定めがある場合を除き、市の債権管理については、本条例によることとなります。

第5条(台帳の整備)

市の債権を適正に管理するには、その記録の整備が重要であることから、条例で台帳整備することを規定します。

適正な債権管理を行うには、経過記録を正しく残さなければなりません。債権管理に関する台帳に記載する必要な事項は、債権の管理方法の変化に応じて柔軟に見直すことができるようにするため、別途規則等で定めます。

第6条(督促)

市の債権について履行期限までに履行されない場合は、履行期限後30日以内に督促状を送付しなければならないことを規定します。

この条は「市の債権」を履行期限までに履行しない者に対する督促について定めたものです。地方自治法第231条の3第1項、地方自治法施行令第171条に規定する督促について、その期限や手法を規定します。税外収入における督促手数料については、徴収事務の効率化を図るため、廃止としたいと考えております。

第7条(延滞金)

地方自治法第231条の3第1項に基づく督促をした場合において、納付の日までの期間に応じ延滞金を徴収すること、及びやむを得ない事情があると認める場合は、延滞金を減免することができることを規定します。

分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者に対し督促をした場合、延滞金を徴収することとしています。

また、病気や災害等のやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができます。

第8条（滞納処分）

強制徴収債権について、督促してもなお履行されないときは、滞納処分を行わなければならないことを規定します。

強制徴収債権について、督促後相当の期間を経過してもなお履行されない場合は、財産差し押さえや換価等の滞納処分を行わなければならないとしています。

第9条（非強制徴収債権の放棄）

非強制徴収債権について、以下の要件に該当し、徴収が不能又は不相当と判断される場合には、市長等は債権を放棄できることを規定します。

- ①債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないとき。
- ②破産などで債務者がその責任を免れたとき。
- ③債務者が死亡し、限定承認や相続放棄がなされた場合、又は相続人がいない場合で、履行のための相続財産がないことが明らかなきとき。
- ④強制執行等の措置をとったにもかかわらず、完全に履行されない場合において、債務者が無資力であり、資力の回復が困難で履行される見込みがないとき。
- ⑤債務者に失踪、所在不明等の事情があり、履行される見込みがないとき。
- ⑥徴収停止後、相当の期間を経過した後においてもなお履行させることが著しく困難又は不相当なきとき。
- ⑦非強制徴収債権の存在について法律上の争いがある場合において、勝訴の見込みがないものと決定したとき。
- ⑧消滅時効に係る時効期間が満了したとき。

なお、債権放棄をした際は、議会へ報告することを規定します。

非強制徴収債権のうち定型的な債権であって、徴収することができないものについて、厳格な要件に合致した場合は、市長の権限で債権放棄することができることを定めます。

明らかに回収の見込みがない債権を債権放棄することで、債権管理業務の効率化を図り、徴収可能な債権の回収に注力することが可能となるだけでなく、債務者にとっても法的に不安定な立場となることがなくなります。

本条例により、市長等の決定で債権放棄できることとし、この放棄の措置をとった場合、議会に報告することを義務付けます。

(9条で使用した用語説明)

限定承認：相続人が相続する際に、被相続人の債務を相続財産の範囲内で引き継ぐことです。

相続放棄：相続人が財産、債権債務とも全てを相続しないこととすることです。

徴収停止：非強制徴収債権について、催告や強制執行などを行わないこととする地方自治法施行令の制度です。強制徴収債権には適用がありません。

- ① 法人の事業休止、②債務者が所在不明、③債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないときに限定されています。

第10条（委任）

条例施行に関して、必要な事項については、規則で定めることを規定します。

条例を施行するために必要な事項については、規則で定めます。

【規則で定める事項】

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めることとします。

規則で定める事項は、次の内容を予定しています。

- ① 債権管理台帳に記載する事項
- ② 督促状の期限
- ③ 延滞金の減免要件
- ④ 徴収職員の設置
- ⑤ 債権放棄する場合の「相当の期間」
- ⑥ 債権放棄後の議会への報告事項